

奈良県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

奈良県知事 山下真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 明日香清水谷線
- 三 道路の区域

1 1 9		路線番号	区間
地先まで	高市郡高取町大字清水谷九八五番五	高市郡高取町大字清水谷九七一番一	地先から
後	前	の前後別	区域変更
二六・八	一〇・四	一九・二	敷地の幅員 メートル
一七六・〇		一七六・〇	延長 メートル
			備考